

【貨物】行政処分状況（令和6年8月分）

トラック

(1) 行政処分又は命令の年月日	令和6年8月5日
(2) 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	株式会社ハート引越センター 代表者太田至計 (法人番号7011801003761) 東京都葛飾区奥戸5丁目12番4号
(3) 当該行政処分又は命令に係る営業所の名称及び位置	沖縄営業所 沖縄県豊見城市豊崎3-71
(4) 行政処分又は命令の内容	輸送施設の使用停止（15日車）、文書警告
(5) 主な違反条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項第2号
(6) 監査実施の端緒及び違反行為の概要	令和6年6月21日、法令違反の疑いがあることを端緒とし監査実施。2件の違反が認められた。 (1)定期点検整備等の未実施(道路運送車両法第48条) (2)運転者等台帳の記載事項等の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)
(7) 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び事業者の累積点数	(事業者) 2点 (当該営業所) 2点